

令和6年3月度栗東市教育委員会臨時会

令和6年3月4日(月)
9時00分から
於：3階 教育長室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 議 案

議案第24号 栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定に係る意見の申出について

日程 3 閉 会 宣 言

議案第 24 号

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年栗東町条例第 27 号）の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により市長に意見を申し出る。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

栗東市教育委員会教育長 安 土 憲 彦

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和53年栗東町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1 体育館利用料金 (1) 貸切り使用の場合の表中

備考	備考
体育室の2分の1以下を使用する場合にあっては、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額。ただし、市民体育館にあっては体育室の3分の1以下を使用する場合、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額	体育室の2分の1以下を使用する場合にあっては、それぞれの利用料金の2分の1に相当する額。ただし、市民体育館にあっては体育室の3分の1以下を使用する場合、それぞれの利用料金の3分の1に相当する額 市民体育館第1体育室及び第2体育室の冷房又は暖房を使用する場合にあっては、実費相当額としてあらかじめ教育委員会規則で定める額
アマチュアスポーツ以外は、それぞれの利用料金の5割を加算した額	アマチュアスポーツ以外は、それぞれの利用料金の5割を加算した額 市民体育館第1体育室及び第2体育室の冷房又は暖房を使用する場合にあっては、実費相当額としてあらかじめ教育委員会規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

栗東市体育館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行										改正案									
本則・附則 (略)					本則・附則 (略)					本則・附則 (略)					本則・附則 (略)				
別表 (第17条関係)					別表 (第17条関係)					別表 (第17条関係)					別表 (第17条関係)				
1 体育館利用料金					1 体育館利用料金					1 体育館利用料金					1 体育館利用料金				
(1) 貸切り使用の場合					(1) 貸切り使用の場合					(1) 貸切り使用の場合					(1) 貸切り使用の場合				
使用区分	施設名	市民体育館		野洲川 体育館	十里体 育館	治田西 スポー ツセン ター	備考	使用区分	施設名	市民体育館		野洲川 体育館	十里体 育館	治田西 スポー ツセン ター	備考				
		第1体 育室	第2体 育室							第1体 育室	第2体 育室								
入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収し ない場 合	平日	午前	3, 6	1, 2	1, 2	1, 8	1, 2	午前	3, 6	1, 2	1, 2	1, 8	1, 2	以下					
		午後	00	00	00	00	00	午後	00	00	00	00	00	を					
		夜間	6, 0	2, 0	2, 0	2, 0	3, 0	2, 0	夜間	6, 0	2, 0	2, 0	3, 0	2, 0	ては、それぞれの利用料				
			00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	金の2分の1に相当す				
徴収し ない場 合	土・ 日祝 日及 び振 替休 日	午前	4, 2	1, 5	1, 5	2, 1	1, 5	午前	4, 2	1, 5	1, 5	2, 1	1, 5	3分の1以下を使用す					
		午後	00	00	00	00	00	午後	00	00	00	00	00	る場合、それぞれの利用					
		夜間	7, 0	2, 5	2, 5	3, 5	2, 5	夜間	7, 0	2, 5	2, 5	3, 5	2, 5	料金の3分の1に相当					
			00	00	00	00	00	00		00	00	00	00	00	する額				
徴収し ない場 合	土・ 日祝 日及 び振 替休 日	午前	11,	4, 0	4, 0	5, 6	4, 0	午前	11,	4, 0	4, 0	5, 6	4, 0	市民体育館第1体育室					
		午後	200	00	00	00	00	午後	200	00	00	00	00	及び第2体育室の冷房					
		夜間						夜間						又は暖房を使用する場					
														合にあつては、実費相当					
													額としてあらからじめ教						

入場料	平日	午前	30,000	10,000	10,000	10,000	15,000	10,000	30,000	育委員会規則で定める額
その他			000	000	000	000	000	000	000	アマチュアスポーツ以外は、それぞれの利用料
これに		午後	50,000	17,000	17,000	25,000	17,000	17,000	50,000	金の5割を加算した額
類する			000	000	000	000	000	000	000	市民体育館第1体育室
料金を		夜間	60,000	20,000	20,000	30,000	20,000	20,000	60,000	及び第2体育室の冷房
徴収す			000	000	000	000	000	000	000	又は暖房を使用する場
る場合	土・	午前	48,000	16,000	16,000	24,000	16,000	16,000	48,000	合にあつては、実費相当
	日祝		000	000	000	000	000	000	000	額としてあらかじめ数
	日及	午後	80,000	27,000	27,000	40,000	27,000	27,000	80,000	育委員会規則で定める
	び振		000	000	000	000	000	000	000	額
	替休	夜間	10,000	34,000	34,000	50,000	34,000	34,000	10,000	
	日		0,000	000	000	000	000	000	0,000	
			00						00	

